

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 31 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応における留意事項について

令和 7 年度以降の麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応については、「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」（令和 7 年 3 月 11 日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡。以下「3 月 11 日付け事務連絡」という。）及び「風しん第 5 期に係る対応について」（令和 7 年 3 月 13 日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・感染症対策課連名事務連絡）において、接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱い等についてお示ししたところです。

今般の特例の実施に当たり、下記の通り留意事項等をお示ししますので、適切な対応を講じていただくとともに、管下の医療機関に対して周知をお願いいたします。

記

1. 特例の具体的な事務について

今般の特例の対象者については、3 月 11 日付け事務連絡でお示したところですが、対象者の確認に当たっては、予防接種法施行令（（昭和 23 年政令第 197 号）第 3 条第 2 項及び予防接種法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 2 条の 8 第 4 号の規定に基づき、市町村において判断することとなります。

「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」（以下「定期接種実施要領」という。）第 1 の 19(4)においては、市町村は、特別の事情があることによりやむを得ず定期接種を受けることができなかったかどうかについて、「被接種者が疾病にかかっていたことや、やむを得ず定期接種を受けることができなかったと判断した理由等を記載した医師の診断書や当該者の接種歴等により総合的に判断すること」とされています。

他方で、今般の特例については、被接種者の個別の事情により、やむを得ず定期接種を受けることができなかったことを理由とするものではないことから、被接種者による申請書や理由書の提出等を不要とすることなど、柔軟に取り扱って差し支えないこととします。

なお、被接種者による申請書の提出等を不要とした場合は、市町村で特例の対象者かどうかを確認していないことから、接種に当たっては、医療機関において、年齢及び接種歴から、特例の対象者に該当することを確認の上、接種を行うこととなりますので、十分に留意をお願いいたします。

2. 厚生労働省への報告について

今般の特例により、規定の接種時期を超えて接種を行った場合において、定期接種実施要領第1の 20(5)に基づく厚生労働省への報告については、1件ごとの報告は不要であり、年度ごとに接種件数及び人数をまとめて、都道府県を通じて翌年度の6月 30 日まで(令和7年度分については令和8年6月 30 日、令和8年度分については令和9年6月 30 日まで)に、別紙1の様式を用いて、以下の宛先まで報告いただくようお願いします。

【報告先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

Email: yoboseshu@mhlw.go.jp

3. その他

今般の特例に関して複数の自治体からお寄せいただいた質疑に対する疑義解釈を別添2のとおり作成いたしましたので、これを御了知の上、適切に運用をいただくようお願いします。

以上

規定の接種時期を超えて接種を行った件数（定期接種実施要領20（5）に係る報告）

※麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応における留意事項について（令和7年3月28日）関係

別紙 1

対象期間：令和7年4月～令和8年3月

件数：対象期間中に、特例を適用して接種した件数

都道府県名：

[illegible]

Q&A（自治体向け）

2025 年 3 月

＜特例の対象者について＞

問 1 「MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者」が特例の対象とされているが、具体的な判断基準はどのようなものか。また、自治体の判断で、各期における対象者を一律に延長の対象とすることや、偏在等が生じていない場合に特例を適用しないとすることは可能か。

答

自治体で管内におけるMR ワクチンの偏在や不足を確認している場合は、特例の対象者に原因があるわけではないことを踏まえ、可能な限り柔軟な運用を行っていただいて差し支えありません。

また、麻しん及び風しんの流行予防の観点から、一人でも多くの対象者が接種を行うことが重要であり、管内でMR ワクチンの偏在を確認していない場合であっても、可能な限り柔軟に取り扱うことが望ましいです。

問 2 MR ワクチンの偏在等が生じた事実は確認できず、定期接種対象者への接種は滞りなく行われていた状況であったが、自治体におけるワクチンの供給状況や対象者数等の状況により、自治体の判断で延長期間を 1 年間とすることは可能か。

答

最終的には、特例の延長を実施するかどうかも含めて市町村の判断になりますが、麻しん及び風しんの流行予防の観点から、一人でも多くの対象者が接種を行うことが重要であるため、接種可能な期間についても可能な限り柔軟に取り扱うことが望ましいです。

問 3 第 1 期の対象者である「令和 6 年度内に生後 24 月に達する、又は達した者」に該当する者は、「令和 4 年 4 月 2 日から令和 5 年 4 月 1 日生まれの者」であるか。

答

ご認識のとおりです。

問 4 例えば、令和 6 年度 1 期対象者である令和 5 年 4 月 2 日生まれの児は、「特別の事情」が解消してから令和 7 年 4 月 1 日しか接種機会がないが、このような場合でも対象期間を超えた対象とはならず、令和 7 年度に生後 24 月に達する、又は達した者は対象にならないのか。

答

対象者については、3 月 11 日付け事務連絡でお示した内容と同様、以下のとおりです。

第 1 期	令和 6 年度内に生後 24 月に達する、又は達した者であって、MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第 2 期	令和 6 年度における第 2 期の対象者（5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達す

	る日の前日までの間にあるもの）であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者 (注) 令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。

問5 「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」(令和7年3月11日付け事務連絡)をうけて、第1期の接種時期が遅れて接種できることにより、第2期までの間隔が短くなることが予想されるが、その場合の第2期の接種時期はどのように考えたらよいか。(定期接種として、第2期の接種時期は遅らせる等の対応は必要か。)

答

定期接種実施要領においては、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンについて、接種間隔を27日以上おくこととされているところ、第1期を特例の対象期間に接種した場合も、第2期の接種まで27日以上の間隔を確保できるため、第2期の接種時期を遅らせる等の対応は不要です。

＜自治体における事務処理について＞

問6 期間延長の実施に関し、どのように周知等を図ればよいか(個別通知等が必要か。)

答

事務連絡においては、定期接種の対象者であって接種を受けていない者及びその保護者に対して、引き続き情報提供及び積極的な接種勧奨の取組を行うようお願いしております。

具体的な周知の内容については、事務連絡の趣旨等も踏まえてご判断いただきますようお願いいたします。

問7 特例の適用に当たっては、接種希望者から市町村への事前申請を求め、接種を行う医療機関に対して特例措置対象者である確認書を発出している自治体もあるが、今般の特例においても、長期療養特例同様、接種できなかった理由等を医療機関から書面で求めることを想定しているか。または、対象者から市町村への予診票の交付申請等による確認を想定しているか、口頭による自己申告でも問題ないか。

答

今般の特例の適用に当たっては、通常の長期療養特例において提出を求めている申請書や理由書などの提出を不要とし、令和6年度に発行した接種券を特例期間中も使用可能とするなど、事務処理を簡略化いただいて差し支えありません。

問8 「定期接種実施要領」において、特例を適用した場合は厚生労働省に速やかに報告することとなっているが、今般の特例についても、該当事案は個別の報告が必要か。

答

今般の特例の適用に当たっては、通常の特例と比較して一定程度対象者が多くなることが見込まれますので、個別の報告は不要とし、年度単位でとりまとめて報告いただくこととしています。

問 9 今回の特例の対象者について、委託料支払いとすることや、補正予算が確定するまでの期間について償還払いで対応するなど、支払の方法は各自治体において判断して差し支えないか。

答

支払手続の方法については、どのような形で行っていただいても問題ありません。

<風しん第5期の定期接種について>

問 10 都道府県国保連合会における集合契約自体も令和7年3月末で終了となるが、令和7年度以降に予防接種を実施する際は、実施医療機関との間で委託契約を行い、医療機関から個別に請求を受ける形となるのか。

答

ご認識のとおりです。令和7年3月13日付事務連絡でお示しのとおり、令和7年度以降に接種を行う場合は、自治体と医療機関の個別契約等に基づき、通常の定期接種同様の支払手続を行っていただくようお願いいたします。

問 11 都道府県と都道府県国民健康保険団体連合会の契約の変更契約を今後行う必要がある場合、変更契約案の提示などはどのように案内がなされるか。

答

都道府県国民健康保険団体連合会（国保連）と都道府県の抗体検査等費用の支払に係る契約は令和7年3月31日までの期限と承知しております。「風しんの追加的対策」の終了に伴い、国保連の全国的な支払請求手続も終了となることから、契約変更に係るご案内等を差し上げる予定はありません。

問 12 「令和6年度末までに抗体検査を実施～」という条件があるが、始期はいつか。また、対象者に新たにクーポン等を発行する必要があるか。

答

平成26年4月以降令和6年度末までに抗体検査を実施して陰性だった方のうち、「ワクチンの偏在等に起因して接種対象期間内に定期の予防接種を受けられなかった」者が対象となり得ます。この抗体検査は、令和6年度末までに実施された抗体検査であれば、特定感染症等検査事業による検査、任意での検査等、集合契約に基づく検査以外でも適用可能であることから、今般の特例の対象者に対して、新たに抗体検査等実施に係るクーポン券を発行いただく必要はありません。

問 13 第5期について「抗体検査を実施した結果」とあるが、予防接種時に結果記入済みの抗体検査受診票が必要となるか。また、抗体検査受診票が必要となる場合で、結果記載済みの抗体検査受診票を紛失された方に、抗体検査で陰性であることの証明書等を求めら

れた場合は、市町村で控えている受診票の写しの発行でなくとも、任意様式の証明書を発行することで足りるか。

答

抗体検査については、特定感染症等検査事業によるものに限らず、令和6年度末までに実施した抗体検査の結果、風しんの抗体が不十分であることが証明できれば足りるため、様式も任意のもので問題ありません。

問 14 令和6年度中に抗体検査を実施した結果抗体が不十分な者であって、ワクチンを接種しようとしたが偏在等により接種できなかったものが特例の対象ということか。また、令和5年度中までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であったが、MR ワクチンを接種することなく放置している者は、今般の特例の対象にはならないのか。

答

平成26年4月以降令和6年度末までに抗体検査を実施して陰性だった方のうち、「ワクチンの偏在等に起因して接種対象期間内に定期の予防接種を受けられなかった」者が対象となり得ますので、各自治体にて柔軟にご判断ください。

問 15 第5期について「令和6年度末までに抗体検査を実施した結果」とあるが、令和7年2月末を抗体検査実施期間として、3月は抗体検査を実施していない場合、6年度末に対応するよう、抗体検査実施期間を延長する必要があるか。

3月中に自費で抗体検査を実施した結果、抗体価が不十分であった場合、6年度末までに実施した抗体検査の結果とみなして、予防接種費用の助成対象とするのか。もしくは、市が規定した実施期間外の検査であることを理由に、市町村判断で対象外としてよいのか。

答

2月末までとされているクーポン券による検査期間を必ずしも延長いただく必要はありませんが、令和6年度末までに実施された抗体検査であれば、特定感染症等検査事業による検査、任意での検査等、集合契約に基づく検査以外でも適用可能ですので、可能な限り希望者が接種できるよう、上記集合契約に基づく検査以外も利用いただき、柔軟にご対応いただきますようお願いいたします。

問 16 MR ワクチンの供給量が不足していることから、第5期対象者についてはこれまで同様、医療機関と個別契約を結ぶ等により、風しん単独ワクチンを接種し、通常の定期接種として取り扱う対応で差し支えないか。

答

風しん単独ワクチン又は麻しん風しん混合ワクチンのいずれかを接種した上で、定期接種として取り扱っていただいて差し支えありません。また、契約事務については、他の定期接種ワクチンと同様に医療機関と個別契約を結ぶ等の対応を想定しています。

問 17 追加的対策が令和6年度末に終了となる場合、令和7年度の広報にかかる費用等の補助は実施されるか。

答

「風しんの追加的対策」として令和7年度以降の費用補助は予定しておりませんが、「特定感染症検査等事業」の風しんに関する普及啓発の一環と整理いただくことは可能と存じます。「風しん抗体検査事業」は令和7年度も継続予定です。

問 18 追加的対策が令和6年度末に終了してからも、①定期接種実施要領様式第九「風しんの第5期の予防接種予診票」及び②国のホームページに掲載されている追加的対策にかかる「風しん第5期の定期接種予診票」のいずれも使用して差し支えないか。
(ホームページ掲載の様式：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000928831.pdf>)

答

「風しんの追加的対策」を実施するに当たって用いていた、①及び②の予診票は、いずれも令和7年度以降の定期接種においても使用して差し支えありません。

なお、②の様式中「本予診票が市区町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します」と記載がありますが、令和7年3月13日付事務連絡でお示しのとおり、令和7年度以降に接種を行う場合は、自治体と医療機関の個別契約等に基づき、通常の定期接種同様の支払手続を行うこととなることにご留意ください。

また、生ワクチンの接種にあたっては、輸血またはガンマグロブリン製剤投与を過去にうけていたかどうかの確認を予診時に行うことが重要であるところ、これまで①及び②の予診票においては既存の項目（「治療（投薬）を受けていますか」）により申告いただくことを念頭においていましたが、今般の特例により接種対象期間が延長することも踏まえ、当該項目を明示的に盛り込んだ予診票を用いることについても、各自治体においてご検討ください。具体的な予診票案については、別紙3のとおりです。

以上

風しんの第5期の予防接種予診票

		診察前の体温	度	分
住 所				
氏 名				男 ・ 女
生 年 月 日	昭和	年	月	日生 (満 歳)

質 問 事 項	回 答 欄		医師記入欄
今日の予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか。	はい	いいえ	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	はい	いいえ	
現在、何か病気にかかっていますか。 病 名 ()	はい	いいえ	
治療（投薬など）を受けていますか。	はい	いいえ	
その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。	はい	いいえ	
免疫不全と診断されたことがありますか。	はい	いいえ	
今日、体に具合の悪いところがありますか。 具合の悪い症状を書いてください。()	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか。	はい	いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。 症 状 () 予防接種の種類 ()	ある	ない	
ひきつけ（けいれん）を起こしたことがありますか。	はい	いいえ	
1 カ月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類 ()	はい	いいえ	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。 病名 ()	はい	いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。	はい	いいえ	
最近1 ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名 ()	はい	いいえ	
6 カ月以内に輸血あるいはガンマグロブリンの注射を受けましたか。	はい	いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	はい	いいえ	

医師記入欄	被接種者が、風しんの第5期の定期接種の対象者であることを、抗体検査の結果等により確認した。（した・していない） 以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は（可能・見合わせる） 本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 医師署名又は記名押印
-------	--

ワクチンロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
ワクチン名 Lot No. (注) 有効期限がきれていないか確認	0. 5 m l	実施場所 医師名 接種年月日 令和 年 月 日

風しんの第5期の予防接種希望書（医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。）

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。

(接種を希望します・接種を希望しません)

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。

令和 年 月 日 被接種者自署

(※自署できない者は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)